

学生団体の承認に係る基準

新規団体結成又は団体継続の承認に係る基準

本学が、学生の団体結成又は団体の継続を承認する場合は、次の事項に該当する団体を承認するものとする。

承認にあたって、団体を構成する学生が単一学部の学生の場合のみは、当該学部厚生補導担当委員の審議を、2学部以上の学生で構成される場合は、新潟大学大学教育委員会学生支援専門委員会の審議を経るものとする。

- ① 学生の課外活動にふさわしい内容と教育・研究という大学の目的に沿った適正な団体と判断されること。
- ② 構成員が10人以上であり、その構成員が複数の学年にわたって団体として継続性があること。
- ③ 顧問教員をおくこと。ただし、学生自治会及び新大祭実行委員会等顧問教員を定めることがそぐわないと判断される団体を除く。
- ④ 特定の政党を支持したり、これに反対するための政治活動や特定の宗教のための宗教活動を行わない団体であること。
- ⑤ 団体結成届を提出後、2年以上の活動実績があり、かつ、組織が確立されており統率がとれた活動が行われること。
- ⑥ 既存団体の活動に支障を及ぼすおそれのない団体であること。

平成22年7月1日大学教育委員会学生支援専門委員会承認